

「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」発行手順

(一社)日本工作機械工業会

【生産性向上設備投資促進税制の該当認定を受けた機種を申請する場合】

メ
ー
カ
・
商
社
等

日
本
工
作
機
械
工
業
会

該当設備の申請（メール又は郵送）

【申請時送付書類】

- ①日工会様式2 調査票
- ②日工会様式3 該否チェックリスト ※型式毎に1枚作成

《申請書類 送付先》

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館
(一社)日本工作機械工業会 技術部 笹川 宛
メールアドレス: sasagawa@jmtba.or.jp

該当設備の審査・承認（メール）

生産性向上設備投資促進税制で承認された内容と差異が無いか確認し、結果を申請者に通知します。

【承認時送付書類】

- ①「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」発行依頼書
- ②日工会様式1 証明書フォーマット（Word版 及び エクセル版）
「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」
- ③日工会様式2 （事務局承認者欄に捺印したもののスキャニングデータ）

証明書の発行依頼（郵送）

【発行依頼時送付書類】

- ①「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」発行依頼書
- ②日工会様式1 ※留意事項を含む両面印刷が望ましい
(該当欄に所定事項を記入し、メーカーの証明者印を捺印したもの)
- ③日工会様式3 (設備申請時に作成し、承認を受けたもの)
※発行依頼書の「取得(予定)年月」に併せて、「取得等をする年度」のみ変更してください
- ④返信用封筒 (住所・会社名・担当者名を記載し、所要の切手を貼付したもの)
- ⑤(該当要件を特別仕様《オプション》によって満たす場合)
納入機械に対象設備の機能が付加されていることが確認できる
確定仕様書や納入仕様書等関係書類

《発行依頼書類 郵送先》

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館
(一社)日本工作機械工業会 調査企画部 高野 宛

証明書の発行

- ・日工会事務局は申請書類の記載内容を確認し、日工会様式1に整理番号・会長印を捺印したものを、返信用封筒にて返送します。
- ・メーカーは、日工会事務局より返送された証明書をユーザにお渡しください。
- ・ユーザは、経営力向上計画 及び 先端設備等導入計画申請の際、証明書を添付して申請を行います。

《お問い合わせ》

一般社団法人日本工作機械工業会

TEL:03(3434)3961 FAX:03(3434)3763

(制度全般、証明書発行について) 調査企画部 高野、行田(コウダ) (takano@jmtba.or.jp)
(該当設備申請等について) 技術部 笹川、辻 (sasagawa@jmtba.or.jp)